

第4 河川整備の実施に関する事項

1 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに河川工事の施工により設置される河川管理施設等の機能の概要

(1) 河川工事の目的

治水対策に関しては、整備目標洪水による家屋浸水被害を概ね解消することを目的に、沼川新放水路（仮称）、河道掘削、築堤などにより必要な河積の確保を図る。河道計画は土地利用状況、沿川の住民の意見を反映した改修計画とする。なお、工事の実施にあたっては有識者の助言を得て、動植物の生息・生育・繁殖環境や景観に配慮した「多自然川づくり」を基本とし、河川環境の保全・創出に努める。

(2) 河川工事の施工場所

沼川ブロック河川整備計画の主要な整備箇所は、河川工事の目的を効率的に達成できるよう、下表に示すとおりとする。

表 4.1 計画対象区間（富士川水系沼川ブロック）

河川名	整備区間	延長	主な工種
沼川新放水路（仮称）	高橋川分流地点～駿河湾	2.3km	築堤、掘削、暗渠
江尾江川	0.0k～1.9k（沼川合流点～江尾橋）	1.9km	築堤、掘削
小潤井川	1.0k～伝法沢川合流点	3.0km	築堤、掘削
伝法沢川	小潤井川合流点～中村橋	0.4km	築堤、掘削

注）現時点における主な施工の場所等を示したものであり、今後の河川の状況等により、必要に応じて変更することがある。



図 4.1 河川整備計画の主な整備箇所

(3) 主要工事の概要

ア 沼川新放水路（仮称）

(ア) 実施箇所

沼川新放水路（仮称）の実施箇所は下図に示すとおりである。



図 4.2 沼川新放水路の実施箇所

(イ) 流量配分図

高橋川分流地点から河口までの区間においては、 $Q = 150\text{m}^3/\text{s}$ の流量を安全に流すことを目的として、高橋川上流の洪水を直接海域へ放流する、新たな放水路を整備する。

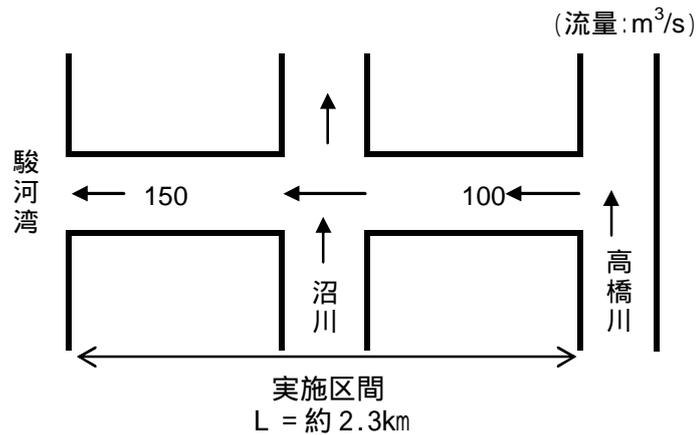


図 4.3 沼川新放水路（仮称）の流量配分図

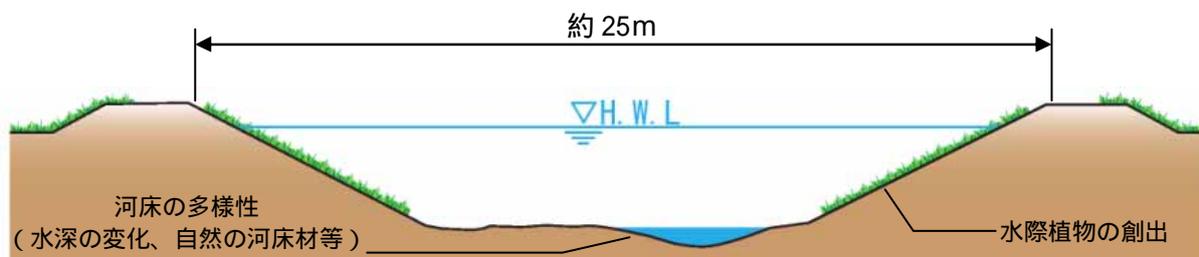
(ウ) 工事の内容

沼川新放水路（仮称）の整備については、JR東海道線以南のトンネル区間においてボックスカルバート、同以北の開水路区間において、築堤、護岸整備などの河川整備を行う。

この他、沼川新放水路（仮称）の必要設備として、吐口部、開口部（ゲート）、国道1号の橋梁化、分流施設等の整備を実施する。

新放水路の整備に当たっては、河川の有している自然の回復力を活用し、多様な流水環境の創出に配慮する。

【開水路（JR東海道線以北）区間】



【トンネル（JR東海道線以南）区間】

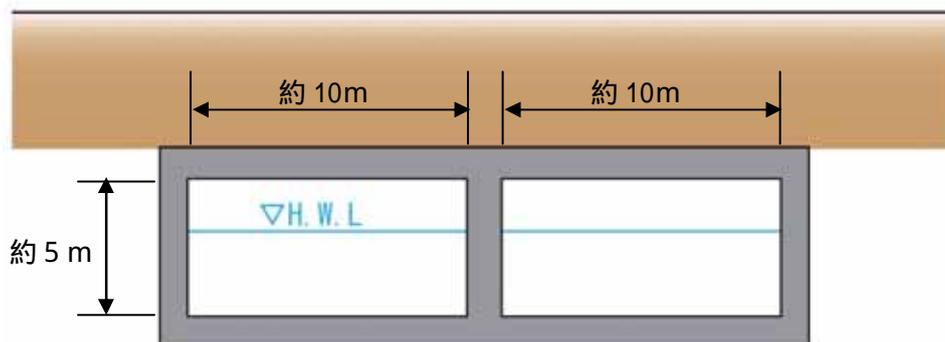


図 4.4 沼川新放水路（仮称）横断イメージ図

注1) 断面形状等については、必要に応じ変更することがある。

注2) トンネル区間の構造については、海岸浸食や海岸環境への影響を踏まえ検討し決定する。

イ 江尾江川

(ア) 実施箇所

江尾江川の実施箇所は下図に示すとおりである。



図 4.5 江尾江川の実施箇所

(イ) 流量配分図

沼川合流地点から江尾橋（江尾江川 1.9k）地点までの区間においては、 $Q = 20\text{m}^3/\text{s}$ の流量を安全に流すことを目的として、築堤、掘削、護岸整備などにより、河積の拡大を図る。

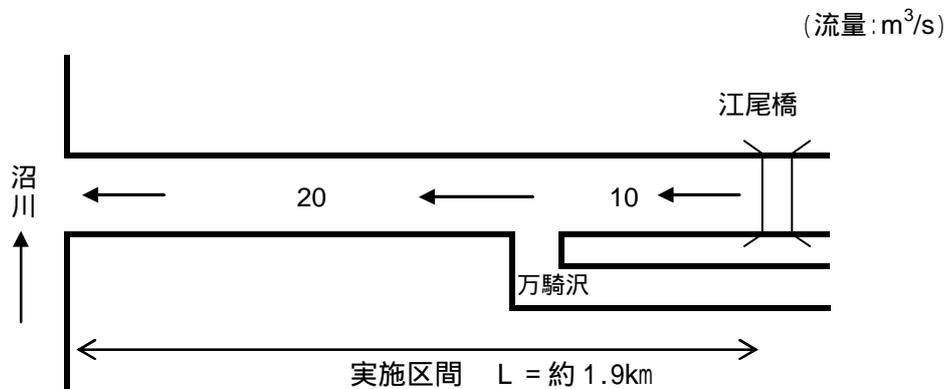


図 4.6 江尾江川の流量配分図

(ウ) 工事の内容

江尾江川では、流下断面の確保を目的として、沼川合流点から江尾橋までの1.9km区間において、河床掘削、築堤などの河川整備を行う。河川整備に当たっては河川の有している自然の回復力を活用し、多様な流水環境の創出、水生生物の生息・生育・繁殖環境の保全に配慮する。

【江尾江川 1.0k 付近】

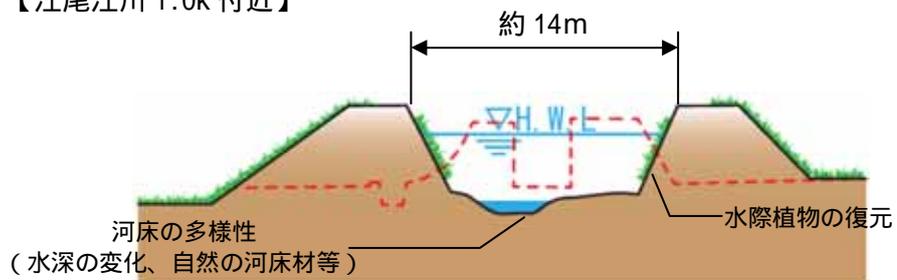


図 4.7 江尾江川横断イメージ図

注) 断面形状等については、必要に応じ変更することがある。

ウ 小潤井川

(ア) 実施箇所

小潤井川の実施箇所は下図に示すとおりである。



図 4.8 小潤井川の実施箇所

(イ) 流量配分図

1.0k 地点から伝法沢川合流点(小潤井川 4.0k)地点までの区間においては、 $Q = 90\text{m}^3/\text{s}$ の流量を安全に流すことを目的として、築堤、掘削、護岸整備などにより、河積の拡大を図る。

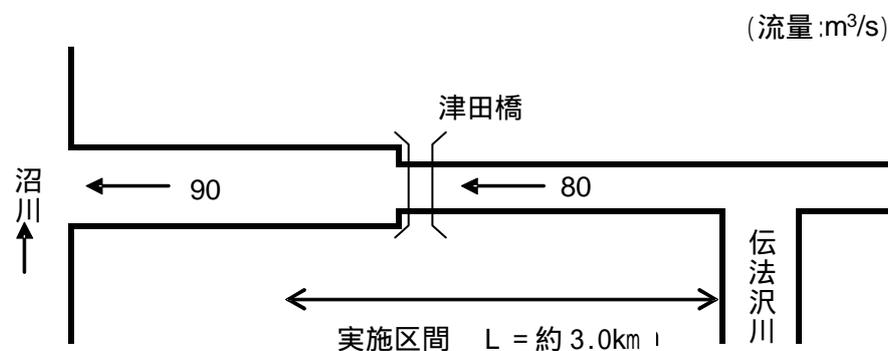


図 4.9 小潤井川の流量配分図

(ウ) 工事の内容

小潤井川では、流下断面の確保を目的として、1.0k 地点から伝法沢川合流点までの 3.0km 区間において、河床掘削、築堤などの河川整備を行う。河川整備に当たっては河川の有している自然の回復力を活用し、瀬や淵の復元、水生生物の生息・生育・繁殖環境の保全に配慮する。

【小潤井川 2.5k 付近】

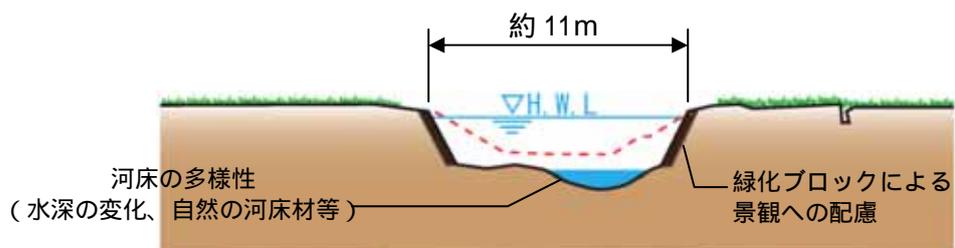


図 4.10 小潤井川横断イメージ図

注) 断面形状等については、必要に応じ変更することがある。

エ 伝法沢川

(ア) 実施箇所

伝法沢川の実施箇所は下図に示すとおりである。

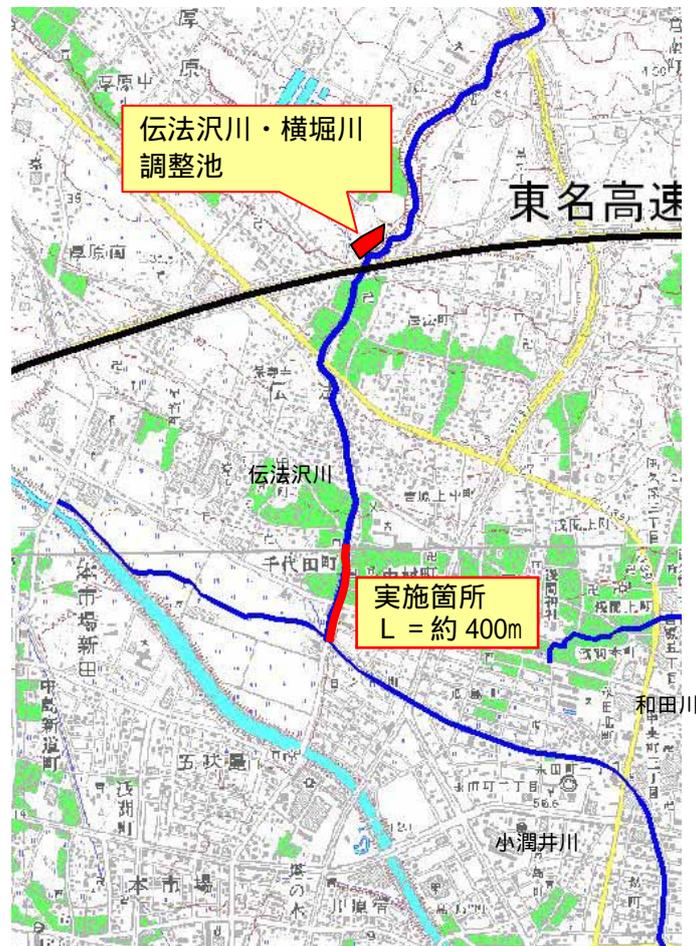


図 4.11 伝法沢川の実施箇所

(イ) 流量配分図

中村橋地点で $Q = 75\text{m}^3/\text{s}$ の流量になるように、洪水調節を行う伝法沢川・横堀川調整池の整備を実施する。また、小潤井川合流地点から中村橋（伝法沢川 0.4k）地点までの区間においては、 $Q = 75\text{m}^3/\text{s}$ の流量を安全に流すことを目的として、築堤、掘削、護岸整備などにより、河積の拡大を図る。

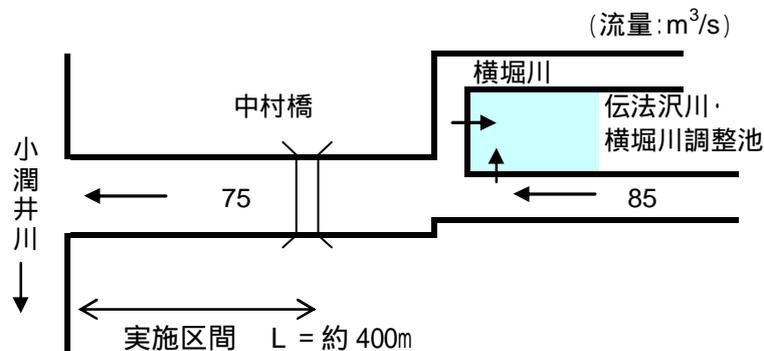


図 4.12 伝法沢川の流量配分図

(ウ) 工事の内容

伝法沢川・横堀川調整池の整備については、池部の掘削、周囲堤の整備を実施する。また、伝法沢川及び横堀川に分流施設を設け、面積約 1 ha の調整池整備を実施する。

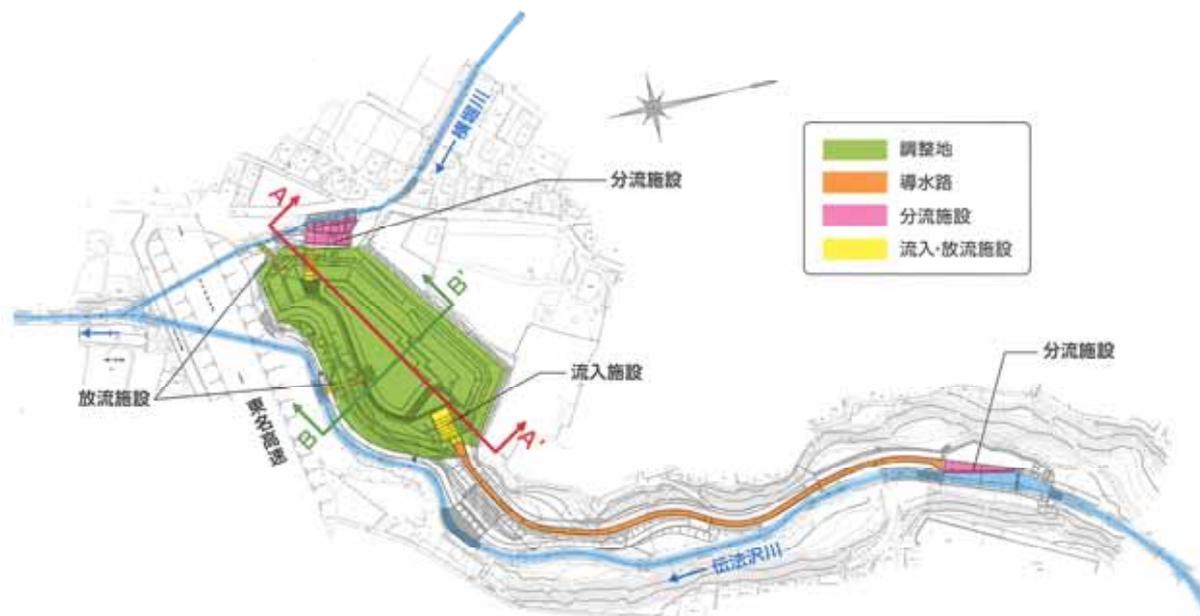
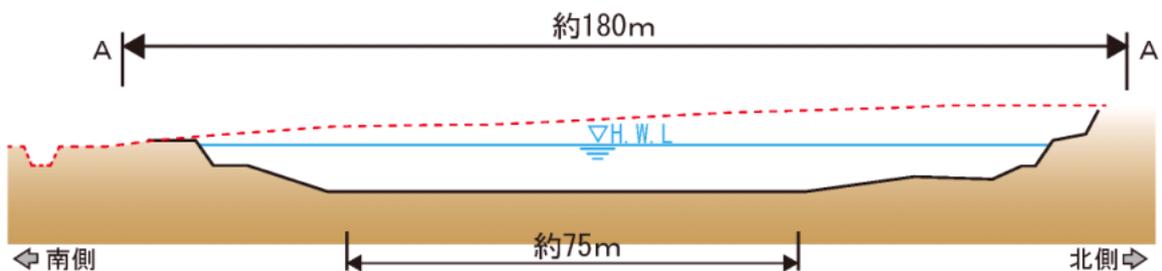


図 4.13 伝法沢川・横堀川調整池平面図

A-A' 断面



B-B' 断面

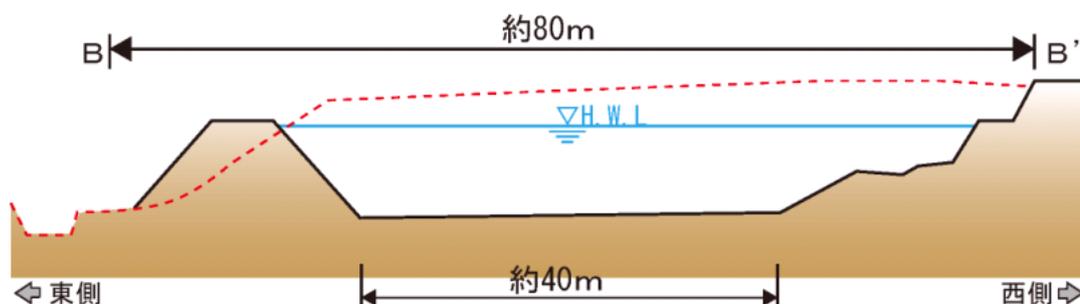


図 4.14 伝法沢川・横堀川調整池横断イメージ図

伝法沢川では、流下断面の確保を目的として、小潤井川合流点から中村橋までの0.4km区間において、河床掘削、築堤などの河川整備を行う。河川整備に当たっては伝法沢川の環境の連続性（縦断方向及び周辺陸域との横断方向）の保全に配慮する。

【伝法沢川 0.2k 付近】

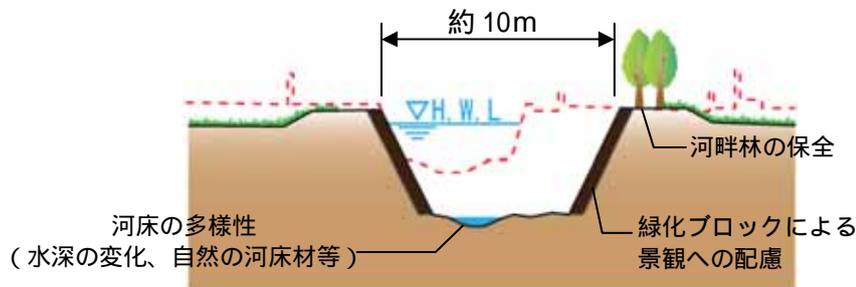


図 4.15 伝法沢川横断イメージ図

注) 断面形状等については、必要に応じ変更することがある。

オ その他の河川工事の概要

(ア) 総合治水対策の推進

沼川ブロックの治水対策は、流域の開発計画、土地利用計画等と効果的な連携、調整を図る必要があることから、河川や新放水路の整備などを行う静岡県と、貯留浸透施設の設置指導や遊水機能の保全のための盛土規制などを行う沼津市・富士市が連携して着実に治水対策を進めていく。

近年、頻発している内水被害については、関係機関における治水対策・内水対策と連携して、浸水区域ごとに発生原因と対策について検討し、流域における浸水被害の軽減に取り組む。

(イ) 津波対策の実施

今後実施する東海、南海、東南海の三連動地震等による津波被害想定に基づき、津波遡上対策として沼川水門橋の改修や堤防嵩上げ等について港湾管理者と連携して検討を行い、必要な対策を実施する。

(ウ) 局所的な河道改修の実施

和田川などで見られる、堤防の高さが低いことにより上下流の流下能力バランスが損なわれている箇所等については、関係機関と協議の上、必要に応じた局所的な河道改修を実施する。

2 河川の維持の目的、種類及び施工の場所

(1) 河川維持の目的

河川の維持管理に関しては、災害の発生防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、治水機能の確保のほか、河川のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう地域住民や沼津市・富士市及び学識者等と連携を図りながら、河川パトロール等の適切な維持管理に努める。

(2) 河川維持の種類

ア 堤防及び護岸等の維持管理

堤防や護岸等の河川管理施設を維持するため、定期的又は出水後及び地震発生後の巡視により、堤防の法崩れ、亀裂などの機能低下や、河床の洗掘状況などについて現地を確認し、異常が認められた場合には迅速かつ適切な対策、復旧に努める。

特に、築堤区間については、破堤時に甚大な被害が発生する恐れがあるため、河川パトロールや巡視を通して洪水に対して常に一定の機能が保たれるよう注視する。

また、沼川下流におけるプレジャーボート対策については、引き続き港湾管理者と連携して公共水域の適切な利用の推進を図っていく。

イ 河道内堆積土砂及び植生等の維持管理

洪水時の土砂流出などによる河道内に著しく堆積した土砂や昭和放水路、沼川第2放水路の河口部を閉塞する堆積漂砂などの緊急的な排除については、迅速かつ適切に対応する。

また、治水上の支障となる堆積土砂の排除や河道内植物の除去に当たっては、地域住民や学識者などとの連携により、瀬や淵、河床の浮き石など動植物の生育・生息・繁殖環境の保全及び復元に努める。

河川区域内の高木等の植樹については、管理者を明確にし、洪水の阻害や堤防の弱体化に繋がらないよう河川巡視を通じて注視し、地域住民や学識者などとの連携により伐採など必要に応じた対策を適切に行う。

動植物の生息環境の保持、改善のため、河道内の植物や樹林の伐採に当たっては必要な調査を実施し、動植物の生息空間の多様性と連続性の保全及び復元に配慮し、瀬や淵の保全、河床の多様性の確保、創出に努める。

河川における草刈り等については、リバーフレンドシップ制度を活用し、流域各所で住民により実施されている清掃・除草活動などの河川美化活動への支援を推進する。

ウ 雨水貯留浸透施設の維持管理

これまでの総合治水対策における流域対策の一環として、流域内の学校の校庭等を活用した雨水貯留浸透施設については、施設管理者と適切な連携を継続して機能維持に努める。

エ 水門等河川工作物の維持管理

流域内に数多く存在する樋門・樋管などの河川管理施設について、津波や出水など有事の際、その機能が十分に発揮されるよう、平常時からの定期的な点検・評価を実施し施設の特

性に合わせた長寿命化を含めた最適な維持管理を実施する。また、取水施設や橋梁などの許可工作物については、平常時からの定期的な点検の実施を施設管理者に促し、河川管理上の支障が認められた場合は、各施設の許可条件に基づいた適正な維持管理を求める。

オ 水質及び水量の監視

水質については、環境基準を概ね満足している状況にあるが、一層の改善に向け、富士市・沼津市における下水道関連事業の促進や合併処理浄化槽への切り替えを促すとともに、地域住民における家庭レベルで実行可能な環境負荷軽減策の普及、ゴミの不法投棄の軽減に向け、関係機関に対し啓発活動を働きかけていく。また、油の流出等の水質事故が発生した場合には、関係機関と連携を図り適切な措置を講じること等により、河川の適正な水利用と流水の正常な機能の維持に努める。

河川利用の観点から、親水機能を有する公園等において、安心して水と触れ合うことができるよう水質の改善を関係機関に働きかけ、水辺空間の魅力向上に努めていく。

水量については、河川における流況等の把握を継続的に行い、健全な水循環機能の保持などを目的として、治水、利水、環境の調和した適正な河川利用を図る。

カ 河川環境の整備と保全

河川環境の整備と保全の実現に向けては、動植物などの自然環境及び水質やゴミなどの生活環境の各側面について対策を検討する必要がある。

動植物の生育・生息・繁殖環境については、関係機関や学識者、地域住民と連携し、瀬や淵、上下流・支流・水路との連続性など、各区間の特性に応じた河川環境の保全・復元に努める。

また、沼川ブロックでは、河川横断工作物が数多く存在することから、施設管理者に対し、使わなくなった施設の撤去を働きかけるとともに、老朽化した施設の更新又は新設時において、施設管理者と連携し周辺景観にも配慮した魚道整備を実施するなど、魚類や甲殻類などが移動しやすい川づくりに努める。

さらに、在来種への影響が懸念される特定外来生物については、関係機関や学識者と連携し、外来生物被害予防3原則（入れない・捨てない・拡げない）の普及に努める。

3 その他河川の整備を総合的に行うために必要な事項

(1) 総合的な被害軽減対策に関する事項

沼川ブロックにおいて、整備目標を上回る洪水や整備途上段階での施設能力を上回る洪水が発生した場合、また、想定を上回る津波や高潮が発生した場合においても、できるだけ被害の軽減を図れるよう、関係機関や地域住民と連携を強化し、地域防災力の向上に努める。

具体的には、流域の開発による治水安全度低下の防止や、雨水が集まりやすい低平地部の浸水被害拡大の抑制を図るため、適正な土地利用の誘導や、流域での流出抑制などについて、関係機関に働きかける。

また、県がホームページや携帯サイトで公開している土木総合防災情報システム「SIPOS RADAR（サイポスレーダー）」の周知を図り、沼川ブロックの雨量・河川の水位情報や地震情報・津波予報等の発信を通じて、地域の自主的な防災活動に役立ててもらおうよう沼津市・富士市に働きかけるとともに、雨量計・水位計の施設や情報の充実、システムの高度化に努めていく。

インターネット (<http://sipos.shizuoka2.jp>)



携帯サイト

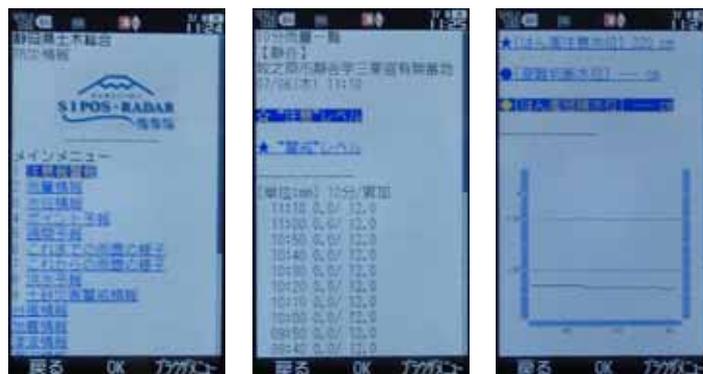


図 4.16 インターネットによる防災情報画面（サイポスレーダー）

併せて、水防活動や洪水ハザードマップの整備、それに伴う危険箇所の周知、地域住民へのきめ細かい防災情報の伝達、洪水や津波等の災害発生を想定した避難訓練、災害時要援護者対策、適正な土地利用への誘導等の対策など、被害軽減対策の推進を沼津市・富士市に働きかけていく。



図 4.17 富士市の洪水ハザードマップ(潤井川)

さらに、近年では局地的豪雨が増加し、水難事故が発生する危険性が增大している。沼川ブロックは地域住民による河川利用が多いことから、局地的豪雨対策として生命の安全確保を最優先とした緊急時の避難方法や危険性の周知等を関係機関と連携しながら検討していく。

(2) 流域との連携及び流域における取組への支援に関する事項

沼川ブロックにおける社会状況の変化や住民の価値観の多様化などにより、これらを反映した効果的な治水対策や環境整備を進めていくためには、ハード整備とソフト対策の連動や、行政のみならず常日頃から川と接する機会の多い地域住民の川づくりに対する理解と協力を得ることが必要不可欠である。

このため、近年失われつつある地域と川との関わりを地域住民が再認識できるよう沼川ブロックに関する情報共有や協働に努めていかなければならない。

特に近年は、地元小学生による川を舞台とした総合学習や、市民サイドから今後の沼川のあり方を検討する「そうだ！沼川プロジェクト」が展開されるなど、川が、ゴミ・水質・動植物の生息・生育・繁殖や水循環などを学習できる体験空間の場として、また、まちづくりの重要な要素として再認識されつつある。このため、流域における清掃活動や堤防除草など地域の自主的な活動に対して、「リバーフレンドシップ」等の行政支援を引き続き展開するとともに、教育委員会などとの連携により、川と触れ合ってきた地域住民の経験や知識などを子供たちに継承する「出前講座」や、川と触れ合う「川の日」イベントなどの場の創出に努める。また、このような体験学習ができる水辺空間の保全と創出に努めるなど、行政と地域住民が一体となって河川愛護の精神を育み、緑豊かな川づくりを推進する。



「川の日」イベント（須津川 水辺探検隊）



たらい乗り祭り（田宿川）

図 4.18 沼川ブロックでのイベントの様子